

○麻疹・風しん行政検査医療機関対応フロー（千葉市保健所）○

※市で行う行政検査はPCR検査（ウイルスの遺伝子型の確認）のみです。

※診断に必要な抗体検査等は、民間検査機関等を利用して実施してください。

○麻疹・風しん及びその疑い患者を診療

○市保健所感染症対策課（☎307-5086）へ報告、PCR検査の実施を依頼

- ・患者の年齢、性別、所属集団、症状及び経過、渡航歴、麻疹・風しん患者との接触歴、予防接種歴、麻疹・風しん既往歴等
- ・検査実施状況（麻疹・風しん抗体検査状況や、除外診断をした疾患等）
- ・その他、麻疹・風しんを疑うに足る情報等

平日夜間・土日祝日は緊急時の連絡先の電話番号の案内が流れますので、そちらへご連絡ください。職員から折り返しご連絡します。

○A及びBの書類を提出
届出先：感染症対策課（FAX：238-9932）

A麻疹又は風しん発生届（感染症法に基づく届出）

B麻疹・風しんの保健所連絡票兼検査依頼書

○検体（出来れば①～③の3検体全て）を用意 優先順位①>②>③

- ①血液（全血）（2ml）
- ②咽頭ぬぐい液（1本）
- ③尿（10ml）

【医師→患者（又は保護者等）へ伝えること】

- ・症状が軽減しても感染可能期間は外出自粛等の感染管理を実施すること
- ・行政機関でPCR検査を実施すること
- ・保健所が患者や患者所属集団の調査を行う場合があることの説明及び協力依頼

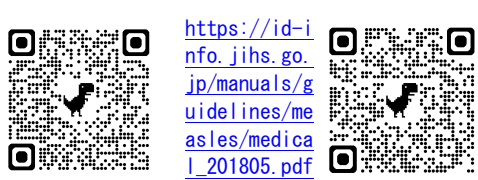
【院内対応】

- ・接触者リスト提出の準備
- ・院内感染対策の実施等必要な対応

【参考】国の対策・ガイドライン等

◇麻疹対策・ガイドラインなど：麻疹発生状況に関する注意喚起
<https://id-info.jihs.go.jp/relevant/vaccine/measles/040/guidelines.html>

◇医療機関での麻疹対応ガイドライン
https://id-info.jihs.go.jp/manuals/guidelines/medical_201805.pdf



○検体等の提出

- ・回収日時を調整、保健所が搬送業者を手配

○市環境保健研究所でPCR検査を実施

○感染症対策課から医師へ検査結果を電話報告

- ・検査日の夕方頃又は翌日（状況によって遅れあり）
- ・後日、検査結果通知を医療機関あて郵送

【検体】

※冷蔵（4℃）で保存可能

※ウイルス検出期間：発疹出現7日以内まで

- ①血液：EDTAまたはクエン酸入り採血管（不可：ヘパリン入り）
- ②咽頭ぬぐい液：綿棒（スワブ）で咽頭をぬぐい、乾燥させないよう少量の生食を入れ、滅菌スピッツに密封（不可：細菌用（培地入り））
- ③尿：滅菌スピッツに密封

陰性

陽性

・患者へ告知
・発生届の取下げ

・患者へ告知
・保健所へ接触者リストの提出
・保健所調査への協力等
※ワクチン株だった場合→発生届の取下げ